

## 自治会役員と組長の役割、職務の説明

- 1、 役員(五役)は役員会において、担当する組を定めてある。 (総会資料 9 頁)
- 2、 組長は組の代議員(代表)として毎月開催の組長会議に出席する。
- 3、 組長会議は毎月第三日曜日、午前 10 時 00 分より四区集会所にて開催する。(総会資料 10 頁)
- 4、 役員改選時及び次期組長の選出と届け出を責任持って行う。(四区規約 7,8,9,10 条参照)
- 5、 役員改選時に選考委員になります。一、二、三丁目より各 2 名選出し、役員・委員を選出する。
- 6、 集金業務を行う：自治会費・区費・募金(日赤、社協)等を集金し、組長会議の時納金します。  
詳細は組長会議でお知らせします。 4日/年 → 2日/年 5月に変更
- 7、 回覧や各戸配布を行う：行政からのお知らせ、各種団体等の回覧物や各戸配布。 4月~10月
- 8、 美化キャンペーン(春・秋)参加：組の参加者へゴミ袋の配布、粗品配布をお願いします。 5月 11月  
\*「公園、緑地帯」等、公共の場所は全組を「春担当」と「秋担当」に分け指定場所を清掃します。
- 9、 自治会行事(催し)の時は、参加及び参加者の募集などの協力をします。 2階(組長宅、日赤等)  
。 敬老会・お祭り・お花見
- 10、 道路、下水道不備発生時は連絡する：直接、市の担当へ連絡するか、区長まで連絡下さい。
- 11、 防犯灯故障時は連絡する：防犯灯電柱に番号札(黄色)、札の番号と場所(○丁目○番○号○○宅  
そば)等を、区長又は担当役員へ連絡ください。 4/22 ~ 10/1 区止
- 12、 資源物収集日当番が行う：「あやせ資源化推進員」として、市より腕章を貸与されています。  
収集前日に「カゴ」を並べ、「分別札」を入れ用意する。当日は「出し方・分け方」を推進、指導をする。  
\*資源物収集日 (総会資料 11 頁)
- 13、 手当が支給されます：①組長手当、②役員選考委員。
- 14、 弔事の連絡をする：組内会員宅で弔事がある時は、担当役員または区長まで連絡する。  
\* 連絡内容は ① 組 ② 世帯主氏名と続柄 (本人、配偶者、家族等)  
③ 通夜と告別式の日時と場所。 \*自治会よりお悔やみに伺います。